京都府建築物耐震改修促進計画（中間案）に対する意見募集結果

１　意見の募集期間　令和２年 12 月 18 日（金）～令和３年１月 18 日（月）

２　意見募集の結果　４名・９件

３　御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No	御意見の要旨	京都府の考え方
1	耐震性の低い木造住宅は、省エネ性能も低いため建替えを進めるべき	建替えによる耐震性の向上はもちろんありますが、既存住宅の改修により良好なストックとして使用することも選択肢として必要と考えています。
2	大規模建築物は改修まで進めないと意味がない。また、耐震性に関する情報の効果的な公表を検討すべき	耐震化率の目標を定め、耐震化を積極的に推進して参ります。また、耐震性に関する情報については、専門知識のない方にも分かりやすい広報に努めます。
3	大規模建築物の目標は進捗が比較しやすいよう住宅と同様の表記方法とすべき	御意見を踏まえ、住宅の目標と同様の表記方法とします。
4	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率の目標を定めるべき	緊急輸送道路沿道建築物については、耐震診断結果の報告期限（R5.3.31）後、耐震化の現状を把握の上、耐震化率の目標を定める予定です。
5	耐震シェルター等の施策を継続すべき	耐震化のみならず、減災化も重要だと考えており、耐震シェルター等の施策を継続する予定です。
6	耐震診断の補助金を拡充し、無料で診断を受けられるようにすべき。また、連棟の一部の診断も可能とすべき。	補助金の額は計画に記載している内容ではないため、補助金に対する御意見として参考とさせていただきます。 なお、連棟住宅（長屋住宅）については、一戸だけの診断では耐震性を評価できないため、連棟全体を診断する必要があります。

7	感震ブレーカーや家具転倒防止金具の設置について補助制度を創設すべき	現在、都道府県防災担当部局長会から、国に対して、感震ブレーカーの設置に係る補助制度の創設などの財政措置や普及啓発活動の推進などを要望しているところであり、京都府としても、引き続き、国に支援の充実を求めていきたいと考えています。
8	危険なブロック塀の撤去について補助金を拡充すべき	補助金の額は計画に記載している内容ではないため、補助金に対する御意見として参考とさせていただきます。
9	京都府の住宅耐震化促進連絡会議に私の加入する団体が参加することはできないか	今後開催する際には議題に応じて構成員を検討していきたいと考えています。